

にいがた消防団員サポート制度 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域防災力の中核として重要な役割を担う消防団を地域全体で応援することにより、消防団員が誇りを持って消防団活動に取り組むことができる環境を整備し、もって地域防災力の充実強化を図ることを目的として実施する、新潟県内の消防団員及びその同居の家族（以下「団員等」という。）に対し、店舗、企業、施設等（以下「店舗等」という。）がサービス等の提供を行うにいがた消防団員サポート制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この制度は、新潟県が公益財団法人新潟県消防協会（以下「協会」という。）及び市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）と相互に協力し実施するものとする。

(サポートショップに関する基本的な考え方等)

第3条 次条の規定に基づき登録を受けた店舗等（以下「サポートショップ」という。）は、第1条の趣旨に賛同し、自主的にサービス等を提供するものとする。
2 この要綱におけるサービス等とは、団員等が受けることができる記念品や飲食物の進呈、買い物ポイント加算、利用料金及び商品価格の割引等をはじめとした各種サービスのことをいう。

(登録)

第4条 サポートショップに登録しようとする店舗等は、別記第1号様式によるサポートショップ登録申請書（以下「登録申請書」という。）を知事に提出するものとする。
2 知事は、申請書の内容を審査し、サポートショップに登録する。ただし、次に掲げる店舗等については登録を行わないこととする。
(1) 各種法令等に違反しているもの又はそのおそれのあるもの
(2) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者が経営するもの
(3) 宗教活動又は政治活動に関するもの
(4) 通信販売及びインターネットによる販売など対面販売を前提としないもの
(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が適当でないと認めるもの

(表示証の交付)

第5条 知事は、サポートショップの登録を行ったときは、当該店舗等に表示証を交付する。

(表示証の表示)

第6条 サポートショップは、次に掲げる場所等に表示証を表示することができる。
(1) サポートショップ内の見やすい場所
(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、ホームページその他の広告

(団員カードの交付)

第7条 県は、新潟県内の消防団員に対し、市町村を経由して、団員カードを交付する。
2 団員は、所属する消防団を退団する場合、速やかに団員カードを返納するものとする。
3 団員等は、団員カードを不正に使用し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡し

てはならない。

(団員カードの有効期限)

第8条 団員カードの有効期限は、発行日から3年以内で、団員カードに記載する日までとする。ただし、有効期限前に消防団を退団したときは、その日までとする。

(団員カードの提示)

第9条 団員等は、団員カードの提示により、サポートショップからサービス等の提供を受けることができる。

2 サポートショップは、団員カードを提示した団員等に対して、その身分等を証明する書類の提示を求めることができる。

(サポートショップの公表等)

第10条 県は、サポートショップの名称、サービスの内容等について、ホームページ等により公表するものとする。

2 県、協会及び市町村は、広報活動等を通じて、この制度に関し、県民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(登録の変更・廃止)

第11条 サポートショップは、登録申込書に記載した内容を変更しようとする場合又は登録の廃止をしようとする場合は、あらかじめ、別記第2号様式によるサポートショップ登録変更・廃止届を知事に提出するものとする。

(登録の取消し)

第12条 知事は、サポートショップが事業を廃止したとき、偽りその他不正の手段により登録を受けたとき又は応援ショップの登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

(表示証の返還)

第13条 第11条又は前条の規定により登録を廃止又は取り消されたサポートショップは、速やかに表示証を知事に返還しなければならない。

(全国消防団応援の店への協力)

第14条 店舗等は、第4条の規定に基づきサポートショップの登録の申込みをしようとするとき、公益財団法人日本消防協会の「全国消防団応援の店」制度への協力を申し出ることができる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月27日から施行する。ただし、第9条の規定は同年12月1日から施行する。